

令和5年7月5日

島根労働局長
宮口 真二 殿

島根県安来市亀島町6-1
電機連谷山陰地方協議会
プロテニスル労働組合安来支部
支 部 長 松 本 尚

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業の最低賃金の改正の決定を下記のとおり申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

島根県において、製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鋼・製鋼圧延業又は鉄素形材製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者

2,333名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金

3. 申出の理由

申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね5分の4以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

特に関連する協力企業においては、コストダウンから賃金格差につながっており、事業の公正競争の確保により申出産業における労働者の生活安定からも、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

4. 添付書類

- ① 島根県における鉄鋼業の事業所数と労働者数の概数及び合意の効力の及ぶ労働者数
- ② 最低賃金改正申出にあたっての疎明資料
- ③ 最低賃金改正の必要性に関する決議書及び申出代表に対する委任状

以上



島根県における鉄鋼業の事業所数と労働者数の概数 及び合意の効力の及ぶ労働者の範囲

1. 島根県における鉄鋼業の事業所数と労働者数の概況

事業所数 13
労働者数 2,643

2. 合意の効力の及ぶ労働者数

機関決定月日	機関決定を行った団体名	労働者数
6月23日		1,480人
7月 4日		131人
6月13日		348人
6月20日		29人
6月20日		72人
3月18日		108人
6月19日		18人
6月19日		51人
6月30日		48人
6月22日		48人
	10組合	2,333人

令和5年度島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金 改正申出にあたっての疎明資料

島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業においては、毎月勤労統計調査及び賃金構造基本統計調査で規模間格差が明確になっています。

また、本年春、組織労働者には賃金引上げが行われています。本業種の公正競争を確保するためにも、基幹労働者に適用される本産業別最低賃金を改正する必要があります。

つきましては、次のとおり資料を提示します。

記

1. 2023春季生活闘争結果

連合島根加盟の新産業別最低賃金に該当する産業の労働者の2023春季生活闘争における賃上げ結果

(1) 業種別・規模別

規 模 計	1～99人	100～299人	300人以上
9,748円 (- %)	11,527円 (- %)	6,303円 (- %)	9,575円 (- %)

(2) 連合島根加盟組合全体

規 模 計	1～99人	100～299人	300人以上
6,119円 (2.45%)	5,454円 (2.13%)	6,526円 (2.38%)	6,608円 (2.67%)